

松本市マンション管理適正化推進計画

松本市マンション管理適正化推進計画は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「マンション管理適正化法」という。）第3条の2の規定に基づき、国のマンションの管理の適正化を図るための基本的な方針（以下「マンション管理適正化指針」という。）のもと、以下のとおり定めます。

1 マンションの管理の適正化に関する目標

「松本市住宅マスタープラン」（以下「住宅マスタープラン」という。）の基本理念を実現するために位置付けた基本方針や住宅施策の展開を踏まえ、管理計画が認定されたマンションのストック比率を91.0%の水準に引き上げることとします。

2 マンションの管理の状況を把握するために松本市が講ずる措置に関する事項

松本市の区域内におけるマンションの管理状況を把握するため、計画期間内に管理組合や区分所有者を対象とした実態調査等を実施します。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンション管理適正化法に基づき、マンション管理計画認定制度に関する事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、管理組合の管理者等に対する適切な助言・指導等を行います。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

松本市マンション管理適正化指針は、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。本指針は、松本市の区域内におけるマンションの管理組合がマンションの管理適正化に向けて留意が求められる事項を示すものであり、本指針の内容について十分留意した上で、日常的なマンションの管理適正化に努めることが必要です。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

本計画の期間は、市の住宅マスタープランの計画期間に合わせ、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

なお、住宅マスタープランの見直しなどに合わせ、必要に応じて見直しを図るものとします。